

# 学校敷地内が禁煙になります

勝央町教育委員会では、町内の小学校・中学校の敷地内を平成23年9月1日から全面禁煙とします。本趣旨にご理解いただき、学校へお越しの際にはご協力をお願いします。

- **実施日** 平成23年9月1日から
- **場 所** 勝央町内の小学校・中学校の敷地内全域（体育館や運動場も含まれます）
- **対象者** 学校敷地内に入入りする全ての人（施設開放で施設を利用する人、工事などの業者、学校行事などで来校する人も全て対象となります）

## 禁煙にする理由…

- (1) 健康教育推進の視点から喫煙防止教育の一層の充実を図る。
- (2) 受動喫煙による健康被害から子どもたちを守る。
- (3) 子どもたちの喫煙や非行、薬物乱用の入り口となる可能性がある。
- (4) 大人が喫煙しないという望ましいモデルを子どもたちに示すことが重要である。
- (5) 健康増進法（平成15年5月から施行）において、施設管理者は受動喫煙を防止するための措置を講じなければならないとされている。



■ **問い合わせ先** 勝央町教育委員会教育振興部 ☎38-1752